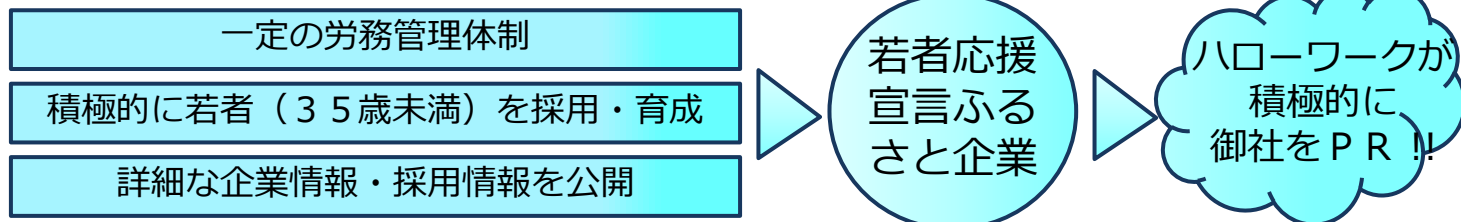


「若者応援宣言ふるさと企業」になりませんか？

「若者応援宣言ふるさと企業」とは・・・

一定の労務管理体制が整備されており、若者（35歳未満）を対象とした求人を提出または募集を行っており、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言ふるさと企業」として、長野労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業は、ぜひ宣言してください。



「若者応援宣言ふるさと企業」になると、どんなメリットがあるの？

1	「若者応援宣言ふるさと企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言ふるさと企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。※1
2	御社の魅力をアピールできます	長野労働局のホームページでの掲載や就職関連情報も含めたPRシートをハローワークにおいて所内掲示しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。

※1 ただし、「若者応援宣言ふるさと企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。継続して「若者応援宣言ふるさと企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援宣言ふるさと企業」になることができるの？

次の1から7の基準（宣言基準）をすべて満たす中小企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みを行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	下記の雇用情報項目について公表していること 【新卒者や35歳未満の若者の採用者数・離職者数、研修内容、前年度の月平均所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象社数・取得者数（男女別）】
4	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
5	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
6	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
7	重大な労働関係法令違反を行っていないこと

※1 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

※2 ここでいう正社員とは、直接雇用であり、雇用期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。



「若者雇用促進総合サイト」に職場情報を登録しませんか？

「若者雇用促進総合サイト」は、全国のユースエール認定企業等の情報を掲載しているサイトです。個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。

「若者応援宣言ふるさと企業」については長野労働局が登録を支援します。

職場情報の登録方法

ご登録の際は、パソコンからアクセスをお願いいたします。

※スマートフォンからは閲覧のみ可能です。

- 1 パソコンから「若者雇用促進総合サイト」にアクセスします。
若者雇用促進総合サイト 検索
- 2 「事業主の方へ」ページの「新規事業主様登録」をクリックします。
- 3 仮登録の後、本登録画面で職場情報を登録します。

登録に必要な情報	
仮登録	法人番号、企業名、所在地、担当者名・部署、TEL、FAX、メールアドレス、企業・採用ホームページURL
本登録	採用者・離職者数、平均勤続年数、研修制度、有給休暇の取得実績、育児休業の取得実績 など

※詳細はサイトの「事業主登録の流れ」をご確認ください。

サイトに職場情報を
登録・公開する

4つのメリット

自社の職場情報を
無料でPR

新卒者の
応募意欲向上

早期離職を防ぎ
定着率向上

情報の見える化で
信用力アップ

Q 若者応援宣言ふるさと企業以外で若者の採用・育成の制度はありますか？

A「ユースエール認定制度」があります！

～長野労働局・ハローワークにお問い合わせください～



<ユースエール認定マーク>

若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度とは、若者の採用・育成に積極的な中小企業の厚生労働大臣の認定を経て、長野労働局、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う事業です。

ユースエール認定企業になるためには、次の基準を満たす必要があります。

- 1 学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- 2 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
- 3 次の要件を満たしていること
 - ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
 - ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
 - ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
 - ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
 - ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上
- 4 直近3事業年度の新卒者などの採用者数などの青少年雇用情報等について公表していること
- 5 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
- 6 各種助成金の不支給措置を受けていないこと
- 7 過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
- 8 重大な労働関係法令違反を行っていないこと



長野労働局・ハローワーク

